

【紙類の種類・出し方】

出し方のルール


- ① 今までの『紙製容器包装』+『紙製品』=紙類
- ② 市指定紙類専用袋(オレンジ色)に入れ、住所・氏名を必ず記入下さい。



「紙マーク」

紙類の対象品が増え  が出しやすくなりました!!

紙類とは・・・

- 『紙マーク 』がついているもの
- 新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外のリサイクルできる紙

対象となるもの

紙類



対象とならないもの

リサイクルできない紙



可燃ゴミへ!



【プラスチック製容器包装の種類・出し方】

出し方のルール

- ① 「プラマーク」が対象品の目印です。ただし、プラマークが無くても商品の容器、包装であれば対象です。
- ② 市指定プラ製容器専用袋(水色)に入れ、住所・氏名を必ず記入下さい。
- ③ 汚れているものは水洗いし、乾かして出して下さい。
- ④ ボトル類、チューブ類などのキャップは、外して一緒に入れて下さい。



「プラマーク」

プラスチック製容器包装とは・・・

食料品や日用品を買ったときに使われているプラスチック製の器、包み、袋などです。おもちゃ、バケツなどは、プラスチックでできていますが、プラスチック製容器包装の対象ではありません。

対象となるもの

カップ類 ▲プラスチック製ではないフタは取り除いて下さい。 	ポリ袋類 	ラップ類 ヨーグルト・納豆・カップ麺・野菜・キャラメル・タバコなどの包装用フィルム 	ボトル類 洗剤・シャンプー・リンス・ソースなど ▲キャップ、ポンプなどは外して下さい。 ▲ペットボトルは、別回収です。
チューブ類 ▲キャップ、フタは外して下さい。 <p>半分に切ると洗いやすいです!</p>	プラスチック容器 卵ケース、味噌、カレー、菓子、豆腐、オードブルの皿、フタなど 	食品トレー・カップ麺容器 ▲白色トレーはスーパーなどの店頭回収もご利用頂けます。 ▲発泡スチロールは可燃ごみに出して下さい。 	その他 ボトル類・チューブ類のキャップ・フタ、ペットボトルのキャップ・ラベル、葉の錠剤シート、カップ麺の薬味袋、包装用緩衝材など

対象とならないもの

▲プラスチック製ですが対象とならないもの(プラスチック製品)

可燃ごみへ!